

令和 4 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 付議案件について 1
 - 1. その他 7
-

令和 4 年 1 2 月 8 日 (木曜日)

議会運営委員会会議録

令和4年12月8日 木曜日

午後2時15分開議

午後2時39分開議（実時間23分）

○本日の会議に付した案件

1. 付議案件について
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一君
副委員長 増田一喜君
委員 上村哲三君
委員 大倉裕一君
委員 田方芳信君
委員 谷川登君
委員 谷口徹君
委員 古嶋津義君
委員 山本幸廣君
副議長 村川清則君

※欠席委員 金子昌平君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 野々口正治君
議会事務局長 遠山光徳君

○記録担当書記

島田義信君
森田亨君

（午後2時15分 開会）

○委員長（橋本幸一君） 定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎本日の議事日程について

○委員長（橋本幸一君） それでは、まず、1、付議案件についてを議題とし、（1）委員会付託の（イ）議案27件について説明を求めます。

○議会事務局長（遠山光徳君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局、遠山でございます。本会議終了後でお疲れのところでございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

私のほうから、1、付議案件についての（1）委員会付託（イ）議案27件について御説明を申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（遠山光徳君） それでは、タブレット端末の委員会付託表（議案）を御覧いただきたいと思います。

今回、委員会への付託予定案件は、予算議案10件、事件議案6件、条例議案11件の計27件でございます。

まず、議会運営委員会では、議案第107号の条例議案1件でございます。

次に、令和2年7月豪雨に関する特別委員会では、議案第90号の関係分の予算議案1件でございます。

次に、建設環境委員会では、議案第90号の関係分、議案第94号、99号の予算議案3件、議案第105号の事件議案1件、議案第114号、115号、116号の条例議案3件の計7件でございます。

次に、経済企業委員会では、議案第90号の関係分、議案第97号、98号の予算議案3件、議案第101号の事件議案1件の計4件でございます。

次に、文教福祉委員会では、議案第90号の関係分、議案第91号、92号、93号、96

号の予算議案5件、議案第117号の条例議案1件の計6件でございます。

最後に、総務委員会では、議案第90号の關係分、議案第95号の予算議案2件、議案第101号、102号、103号、104号、106号の事件議案5件、議案第108号から議案第113号の条例議案6件の計13件でございます。

なお、議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号については、次ページ以降にそれぞれの歳入の文言事項及び歳出の款項目別の付託表を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明が終わりましたが、何かございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、それでは、タブレット端末の付託表のとおり、その審査を議会運営委員会及び特別委員会並びに各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（ロ）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（遠山光徳君） 続きまして、（ロ）の請願・陳情について御説明申し上げます。

定例会開会翌日の11月29日の午後5時までに受領いたしました請願・陳情につきましては、八代市厚生会館のホール再開を求める会代表から、八代市厚生会館のホール再開と利活用について、及び、民主主義と信教の自由を守る会、富岡智融氏から、民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守ることについての陳情書2件が提出されております。

す。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま請願・陳情について説明が終わりましたが、何か質疑ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、委員会への付託はどのようにいたしましょうか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、付託をしてください。

○委員長（橋本幸一君） 付託ありということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、タブレット端末の別紙に基づき決定したいと思います。

それでは、陳情第4号については、担当課が経済文化交流部文化振興課でございますので、経済企業委員会になろうかと思ひますが、この取扱いでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、経済企業委員会に付託することに異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、陳情第5号については、内容が議会に関することですので、議会運営委員会になろうかと思ひますが、この取扱いでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、議会運営委員会に付託することに御異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、本件につきましては、審査のための議

会運営委員会を明日9日の本会議終了後に開催することとなりますので、御承知をお願いします。

次に、(2)市長追加提出予定議案1件について説明を求めます。

○財務部長(野々口正治君) 皆様、こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)財務部の野々口でございます。よろしく願いをいたします。

あしたの本会議終了後に追加提出を予定しております予算議案1件につきまして、説明をさせていただきます。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○財務部長(野々口正治君) それでは、タブレットの令和4年12月定例会提出予定議案、一般質問最終日提出予定を御覧ください。

議案第118号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第11号で、補正予算の総額は3億540万円でございます。

その内容といたしましては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策の関連事業として実施するものでございます。

まず、燃油価格の高騰が続いておりますことから、施設園芸農家の負担を軽減するため、燃料購入に係る経費の一部を補助する経費として約1億5006万円。現在実施中のデジタルプレミアム商品券につきまして、追加販売及び使用期間の延長等に係る経費として1億5000万円。業務の効率化を図るため、公立幼稚園6園にタブレット端末などの導入を行う経費といたしまして約534万円でございます。

以上が、明日の本会議終了後に追加提出を予定しております予算議案1件でございます。

財務部からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長(橋本幸一君) ただいま説明が終わ

りましたが、何か質疑ございませんか。

○委員(大倉裕一君) 毎回聞きよつとですけど、開会日に間に合わなかった理由というのはどういったところになるんですか。

○財務部長(野々口正治君) まず、今回、追加提出を予定しておりますのは3件ございまして、教育関係のものにつきましては補助内示の決定に伴うものでございます。補助内示が出ましたので、追加を行うというものでございませぬ。

あと2件につきましては、さきの、先週末になります。国のほうで追加補正予算が可決されました。それに伴いまして、今年度交付が決定されました臨時交付金——新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰越しが可能というお知らせがございました。繰越しが可能になりましたものですから、それを受けまして、交付金を活用した事業として追加をすることで効果が発生するものといえますか、効果が得られるものについて検討いたして、今回追加を提案したものでございます。

以上でございます。

○委員長(橋本幸一君) ほかに。

○委員(山本幸廣君) 今、内示の話が出たんですけども、もう毎回なんですけどね、時期的に内示が出るのは大体11月か12月ぐらいだと思うんですけども、これ、いつ頃内示来てるんですか、その3件については。

○財務部長(野々口正治君) すいません、正確に、すいません、あれですが、教育の補助内示につきましては、11月の半ば過ぎだったかと思えます。

○委員長(橋本幸一君) よろしいですか。

○委員(山本幸廣君) よろしいです。

○委員長(橋本幸一君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) それでは、市長追加提出予定議案1件についての委員会付託につい

て協議いたします。

付託はいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 委員会付託でお願いします。

○委員長（橋本幸一君） お諮りいたします。市長追加提出予定議案1件については、委員会付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

付託表を御確認ください。

それでは、委員会の付託先について説明を求めます。

○議会事務局長（遠山光徳君） 市長追加提出予定議案1件の委員会の付託先について御説明をいたします。

タブレット端末の委員会付託表（追加議案）を御覧いただきたいと思います。

まず、経済企業委員会では、議案第118号の関係分の予算議案1件でございます。

次に、文教福祉委員会では、議案第118号の関係分の予算議案1件でございます。

最後に、総務委員会では、議案第118号の関係分の予算議案1件でございます。

なお、議案第118号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第11号について、次のページにそれぞれの歳入の文言事項及び歳出の款別の付託表を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、御覧の付託表のとおり、その審査を各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、執行部は御退席ください。

（執行部 退席）

○委員長（橋本幸一君） 次に、（3）その他の（イ）八代市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございますが、本件につきましては、さきの議会運営委員会において、議会運営委員会のメンバーによる発議を行うとの協議をさせていただいておりました。そこで、全国市議会議長会からの例示を基に執行部の法規関係部署とも協議を行い、素案を作成いたしました。

ここで本件につきまして、議長より諮問事項がございます。

○副議長（村川清則君） 失礼します。本件につきましては、八代市議会の個人情報の保護に関する内容ということで、さきの代表者会においてもその内容について協議をさせていただきました。

その結果、各派代表者会としては、本件につきましては正式に議会運営委員会で御協議いただき、素案に基づき議員発議をいただきたいとの協議がなされております。

私からは以上です。

○委員長（橋本幸一君） それでは、本件につきまして案を作成しましたので、事務局より説明させていただきます。

○議会事務局長（遠山光徳君） それでは私のほうから、八代市議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

本条例につきましては、9月22日の議会運営委員会にてその概要を、11月4日の各派代表者会では条例の素案について御説明申し上げましたが、本日は改めて説明申し上げるものがございます。

これまでの説明と重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただければと存じます。

それでは、タブレット端末内の資料及び条例

(案)を別途紙資料で配付いたしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

まず、1、条例制定の理由でございますが、個人情報に関する3本の法律が一本化され、個人情報の定義等が国、民間、地方で統一されることとなり、市町村は改正後の個人情報保護法施行に伴い、施行条例の制定をする必要があり、12月定例会に提案をされているところでございます。

しかしながら、議会においては、自立的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから法の適用対象外とされたため、市議会としては、法の趣旨を踏まえ、個別に八代市議会の個人情報の保護に関する条例を制定する必要性が生じたものでございます。

次に、2、条例(案)の制定の今までの流れについてでございますが、本年6月に全国市議会議長会より本条例(例)が提示され、この例を基本とし、現行の本市の個人情報保護条例及び情報公開条例との整合に加え、新たに制定予定の個人情報保護法施行条例とも整合を図る必要があるため、執行部と調整を行いながら、本条例(案)を作成したところでございます。

なお、10月には、条例案について本市の個人情報保護審査会に諮問いたしまして、承認を、また、罰則の規定につきましては、熊本地方検察庁と協議を行い、11月17日付で問題ないとの回答をいただいたところでございます。

次に、3、本条例(案)の構成につきまして御説明を申し上げます。

まず、条例の構成でございますが、本条例は全6章59条で構成されております。

第1章の総則に、第1条から第3条において条例制定の目的、用語の定義、議会の責務を定めております。

第2章の個人情報等の取扱いに、第4条から第18条において個人情報取扱事務登録簿の作

成、個人情報の保有の制限等・利用目的の明示等を規定しております。

次の第3章、個人情報ファイルには、第19条において個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めております。

第4章の開示、訂正及び利用停止には、第1節第20条から第4節第48条まで、それぞれ市議会が保有する個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求、審査請求の具体的な手続などについて規定しております。

第5章の雑則には、第49条から第54条において個人情報等の取扱いに関する苦情処理や運用状況の公表等について定めております。

最後の第6章、罰則につきましては、第55条から第59条において個人情報を取り扱う議会事務局職員等への罰則を規定したものでございます。

次に、4、全国市議会議長会が示す条例(例)との相違部分(抜粋)について御説明申し上げます。

先ほども申しましたが、本条例案は、全国市議会議長会より例示された全国統一の条例案に基づいて作成いたしましたものであります。しかしながら、本市の現在の個人情報の取扱い等に照らし合わせ、運用上必要なものについては、本市独自に条文の追加、修正等を行っておりますので、本日はその主なものについて御説明を申し上げます。

まず、第4条の個人情報取扱事務登録簿についてでございますが、こちらにつきましては、本市におきましては、現在、個人情報ファイルとは別に、個人情報の保有の状況を記載した登録簿を作成して、適正な管理を行うこととなっておりますことから、条文を追加いたしましたものでございます。

次に、第14条の利用目的以外の利用または提供の届出につきましては、本来、個人情報の目的外利用については本人の許可を得ることと

されていますが、議長の許可を得ることで利用することを可能とする規定を定めたものでございます。

具体的には、全国市議会議長会の永年勤続表彰などについて、議員の氏名、生年月日、経歴等を利用していただいているケースなどに適用されます。

なお、このほか、条文を追加したことによる条ずれ、簡易な文言の追加修正を行っておりますが、説明は割愛させていただきます。

次に、5、熊本地方検察庁との協議事項について御説明申し上げます。

地方公共団体の条例には、地方自治法第14条の規定により罰則を設けることができるとされておりますが、実際に捜査、起訴を行うのは各地方検察庁になりますことから、実務の運用として、罰則を伴う条例を定める場合には、地元の地方検察庁と事前協議が必要とされております。そこで、先ほども申し上げましたが、第6章、罰則部分について、熊本地方検察庁と協議を行い、問題ないとの回答を得たところでございます。

最後に、6、施行までの流れ（市議会）についてでございますが、本日、本委員会において条例案の内容及び発議について御協議、御検討いただきまして、本12月定例会閉会日に議会運営委員会の委員の皆様による発議をお願いする予定としております。

可決されました場合には、令和5年4月1日の条例施行となります。

私の説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明がございましたが、議長からの諮問事項も踏まえ、本件につきまして御意見等をいただきたいと思っております。それでは、御意見ございませんか。

○委員（大倉裕一君） この文書をちょっと読んでみるだけではなかなか分かりづらいところもあるんですけど、現在、市議会のホームペー

ジあたりに掲載をされている内容、個人情報も載ってるものもあるのかなというふうに思うんですけど、その辺りで見直さなければならない部分というのは何かございますか。今の範囲内は大丈夫ということですか。

○議会事務局長（遠山光徳君） 今、議会のほうで運用されている個人情報の取扱いにつきましては、この条例に基づいてと今後なっていくことになっていきますが、基本的には同様の取扱いということになるかと思います。今までは、あくまでも市の条例に基づいて議会もそれに伴って運用してまいりましたが、今回、法の対象外となりますことから、議会は別枠ということになりますので、基本的には、内容的には、特に大きな隔たりはないというふうに考えております。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、八代市議会の個人情報の保護に関する条例案については、本定例会最終日に本委員会のメンバーで議員発議したいと思っておりますが、本条例案の軽微な修正等につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本発議についての趣旨弁明はどなたにいたしますか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、委員長とのことで、そのように決しました。

なお、案文につきましては、事務局との整文等の調整を行うこととし、後日、発議の手続きをとらせていただきますので、御了承願いたいと思っております。

ほかに何かございませんか。これに関してです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎その他

○委員長(橋本幸一君) 次に、2、その他について何かありませんか。

○委員(大倉裕一君) 議運に付託されている案件が、議案があるんですけど、議運の委員会開催というのはいつになるのでしょうか。

○委員長(橋本幸一君) あしたになります。(「さっき言わしたよ」と呼ぶ者あり)

○委員(大倉裕一君) 聞いとらんだったです。すみません。(「ちゃんと聞いてってください」と呼ぶ者あり) 聞こえんだったもんだけん。

○委員長(橋本幸一君) 本会議終了後にございますので。(「さっき言ったろ」「さっき言わしたですか」と呼ぶ者あり)

○委員(大倉裕一君) 聞こえんかったもんだけん。

○委員長(橋本幸一君) 前段でちゃんと。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) ないようですので、これで議会運営委員会を……。

○委員(大倉裕一君) ちょっとよかですか。上村委員、今なんとおっしゃったんですか。

○委員(上村哲三君) 何とも言うたらん。ちゃんと聞いてけよって言った。(委員山本幸廣君「大体が間違とうもん、大体が。そういう発言はいかんもんだいけんで。聞いとらんだったけんでから、分からんやったけんでから、今聞いただけのことであってから、上村委員からそう言われる筋合いはなかもん、大体が」と呼ぶ)

○委員長(橋本幸一君) 小会します。

(午後2時38分 小会)

(午後2時39分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

ほかになければ、これで議会運営委員会を閉会いたします。

(午後2時39分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年12月8日

議会運営委員会

委員長